**○近畿地方整備局告示第二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十二年建設省告示第二千八百七十五号北部大阪都市計画下水道事業安威川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十二年九月八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十二年建設省告示第二千八百七十五号、昭和四十三年建設省告示第四千二十一号、昭和四十五年建設省告示第千五百五十号、昭和四十七年建設省告示第二十号、昭和四十九年建設省告示第四百三十八号、昭和五十二年建設省告示第三百四十五号及び昭和五十六年建設省告示第千百十七号の事業地のうち吹田市南正雀三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　昭和四十二年建設省告示第二千八百七十五号、昭和四十三年建設省告示第四千二十一号、昭和四十五年建設省告示第千五百五十号、昭和四十七年建設省告示第二十号、昭和四十九年建設省告示第四百三十八号、昭和五十二年建設省告示第三百四十五号、昭和五十六年建設省告示第三百四十四号及び第千百十七号、昭和六十三年建設省告示第三百八号、平成五年建設省告示第三百四十四号及び平成十一年建設省告示第六百十七号の事業地のうち吹田市南正雀三丁目地内において事業地を変更する。

**○近畿地方整備局告示第三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十年建設省告示第二千九十一号大阪都市計画及び東部大阪都市計画下水道事業寝屋川北部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十年七月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十年建設省告示第二千九十一号、昭和四十年建設省告示第三千百四十五号、昭和四十一年建設省告示第二千八百九十八号、昭和四十二年建設省告示第三百四十三号、昭和四十二年建設省告示第九百五十三号、昭和四十四年建設省告示第四百六十四号、昭和四十五年建設省告示第四百七十六号、昭和四十九年建設省告示第六十八号、昭和五十年建設省告示第七百四十二号、昭和五十九年建設省告示第五百八十四号、昭和六十年建設省告示第千四百七十八号、昭和六十二年建設省告示第七百七十号、平成六年建設省告示第千二百八十三号、平成十一年建設省告示第千百八十八号及び平成二十三年近畿地方整備局告示第五十一号の事業地に寝屋川市萱島信和町、木田元宮一丁目、木田元宮二丁目及び下木田町を加え、寝屋川市東神田町、大成町、新家一丁目及び高宮栄町地内において事業地を変更する。また、寝屋川市清水町、中木田町、木田町、出雲町及び昭栄町地内における事業地を廃止する。

**○近畿地方整備局告示第四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千六百三十一号大阪都市計画、東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業寝屋川南部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○九州地方整備局告示第一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月九日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原三三四〇番三九地内 | 前 | 一六・一六～一八・八〇メートル |
| | 後 | 一六・六〇～一八・九〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月九日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十号 | 宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原三三四〇番三九地内 | 九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年一月九日

# 人事異動

## 内閣

（名古屋地方裁判所判事）判事　加藤　幸雄

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（二十五年十二月二十七日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる（以上二十五年十二月二十八日）

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

国土交通大臣太田昭宏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（二十五年十二月二十九日）

（大阪高等裁判所判事）判事　長井　浩一

（大阪簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　小西　義孝

願に依り本官を免ずる（各通）（二十五年十二月三十一日）